

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

長野県飯山市議会議長 渋川 芳三